

## いじめの防止について

### I 学校におけるいじめの防止等について

いじめはどの子ども、どの学校でも起こりうるものであり、いじめの正確な認知は、いじめ対応の第一歩です。すべての教員が法のいじめの定義に基づいた正確な認知に努め、学校におけるいじめの防止等の取組を以下のとおり進めています。

#### 1 いじめの未然防止

いじめはどの児童生徒にも起こりうる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、学校及び学校の教職員は、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に取り組みます。

未然防止の基本として、

- ・全ての児童生徒が、安全・安心に学校生活を送ることができ、学習その他の活動に主体的に参加・活躍できるよう、授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により児童生徒の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養い、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ・他の児童生徒や大人との関わり合いを通して、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感や自己肯定感を獲得させる。
- ・児童生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止に向けた取組が進むよう支援する。

#### 2 早期発見

日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒と向き合うことにより、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、定期的なアンケート調査（学期に一回以上）に加え教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に組織的に取り組みます。また、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとって多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、児童生徒からの相談に対して迅速に対応します。

#### 3 いじめに対する措置

教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通します。

## II いじめの現状

平成 29 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果より（文部科学省調査）

### 1 いじめの認知件数（校種別） (単位：件)

	H25	H26	H27	H28	H29	H29-H28
小学校	621	536	871	1,766	1,470	▲296
中学校	529	310	504	673	600	▲73
高等学校	54	61	125	158	131	▲27
特別支援学校	5	3	10	9	18	9
計	1,209	910	1,510	2,606	2,219	▲387

### 2 1,000 人あたりのいじめの認知件数 (単位：件)

校 種		H28	H29	H29-H28
小学校	三重県 [公立]	18.5	15.6	▲2.9
	全国 [国公私立]	36.6	49.1	12.6
中学校	三重県 [公立]	13.8	12.6	▲1.2
	全国 [国公私立]	20.8	24.0	3.2
高等学校	三重県 [公立]	3.8	3.2	▲0.6
	全国 [国公私立]	3.7	4.3	0.6
特別支援学 校	三重県 [公立]	5.8	10.9	5.1
	全国 [国公私立]	12.4	14.5	2.1
合計	三重県 [公立]	13.9	12.0	▲1.9
	全国 [国公私立]	23.8	30.9	7.1

### 3 いじめの解消率 (単位：%)

	H28	H29	H29-H28
三重県 [公立]	91.4	83.9	▲7.5
全国 [国公私立]	90.5	85.8	▲4.7

- ・全国の 1,000 人あたりのいじめの認知件数は、全ての校種で増加していますが、本県では小中学校、高等学校で減少しています。特に、小学校で 296 件減少しています。
- ・本県の 1,000 人あたりのいじめの認知件数は、全国と比較すると、全ての校種で下回っています。
- ・本県では、いじめの態様として、全ての校種で「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多くなっています。
- ・平成 29 年度の解消率は 83.9% と減少していますが、平成 29 年 3 月に「いじめ防止等のための基本的な方針」（文部科学省）が改定され、いじめの解消は被害者に対する行為が止んでいる状態が少なくとも 3 か月継続していることとされたため、1 月から 3 月に認知したいじめは年度内に解消したことを確認できないことによるものです。県独自に平成 30 年 6 月末での解消状況を調査したところ 94.9% が解消しています。

### III 三重県いじめ防止条例を踏まえた取組

#### 1 啓発と社会総がかりの取組

##### (1) 三重県いじめ防止応援ソーター（以下「ソーター」という。）

社会全体でいじめ防止の機運を高めるとともに、いじめ防止に向けた主体的な取組の促進を図るため、事業者・団体等の特性に応じた取組を進めています。

《登録数》92 事業者・団体・個人（令和元年6月21日現在）

学習塾、スポーツクラブ、児童養護施設、バス会社、ショッピングモール、映画館、ボウリング場、飲食業、製造業、着物着付け教室、子育て支援団体、PTA団体、人権擁護団体、医薬関係団体、美容関係団体 等

《主な活動》（別紙1）

- ・ A学習塾では、いじめ防止7か条を作成し、全ての教室に掲示して子どもや保護者へ啓発をしており、職員が子どもの様子をよく観察することとしている。
- ・ B学習塾では、11月のいじめ防止強化月間にスタッフがピンクのシャツや腕輪等を身につけ、子どもたちにいじめの防止について話をする機会をもった。
- ・ C体操クラブでは、毎月の社内会議において、各教室の子どもたちのいじめに係る事案については、必ず報告し、その後の対策を講じている。
- ・ D社会福祉法人では、学童保育所支援員の研修会を実施し、三重県いじめ防止フォーラムのパネルディスカッションで意見のあつたいじめ防止の取組として、①子どもの声に耳を傾ける ②大人の役割を自覚する ③当事者意識をもつこと伝え、いじめを起こさないポイントや、実践について意見交流した。

##### (2) いじめ防止フォーラム

日 時：平成30年11月1日

参加者：約1,100人（教職員500人 行政関係者260人 保護者110人 県民230人）

##### 内 容

- ・ ソーターの紹介
- ・ 講演 鳴門教育大学特任教授 森田 洋司先生  
「社会総がかりでいじめの問題を克服するため、それぞれの立場でどのように取り組むべきか」
- ・ 高校生によるいじめ防止行動宣言
- ・ パネルディスカッション  
(学習塾、スポーツクラブ経営者、保護者、スクールカウンセラー、高校生)  
パネルディスカッションでは、それぞれの立場でいじめから子どもたちを守るために大人の役割について意見交換をしました。子どもたちからは、いじめられているのを言うことはハードルが高いことであり、先生や周りの大人等が変化に気付き行動を起こして欲しいという意見が出されました。大人が自らの言動が子どもたちに影響を及ぼすことを認識して、子どもたちとしっかりコミュニケーションを取り、注意深く観察するなどして、解決に向けて早期に対応することが大切であることが確認されました。

### (3) 11月いじめ防止強化月間の主な取組

#### ①ピンクシャツ運動

ピンクのシャツや小物を身に付けることで、いじめ反対の意志表示をする運動を推進しました。期間中は学校やサポーター等の事業者・団体を中心として、取組が行われました。

#### ②映画上映の幕間に活用した啓発

対象映画館：イオンシネマ（東員、桑名、鈴鹿、津、津南）

実施期間：11月2日～30日

#### 成果と課題（□は成果、■は課題）

□サポーターの主体的な活動や11月に開催したいじめ防止フォーラムの開催等により、いじめの防止に係る機運の醸成を図ることができた。

##### (参加者の意見)

- ・「いじめは人権侵害そのもの」「人間の尊厳を守る」「安全で安心できる社会づくり」など、心に残るフレーズがたくさんあり、共感できた。（教職員）
- ・高校生から提案のあった行動宣言「あいさつ つながり りかい いい社会」は大変わかりやすく、覚えやすい。これを広めていきたい。

##### (サポーター)

- ・大学生として参加させていただいたが、子どもと大人をつないでいく人として、大学生は大きな意味を成せるのではないかと思いました。パネルディスカッションの中に、大学生を含めるなどしてみても面白いのではないかと感じましたし、日頃も、もっと大学生が参加していくべきだと感じました。

##### (大学生)

□学校、行政機関、事業者等において、ピンクシャツ運動を推進し、いじめ反対を目につける形で示すことにより、一体感を持って取り組む重要性を考える機会となった。

□サポーター情報交換会を通して、サポーターのいじめ防止に向けた意識の向上が図れた。また、サポーターが別の事業者に対して、いじめの防止について理解を求めるためのアクションを起こすなど、新たな主体的な取組につながった。

■さらに様々な県民の皆さんにいじめの防止に係る機運の醸成を図るとともに、社会全体でいじめの問題を克服するという意識の浸透を図る必要がある。

■これまで、事業者組合やその他関係機関・団体の会議や研修会等を活用し、条例の理念や大人の役割等について周知啓発を進めてきたが、十分に浸透していないため、さらに周知・啓発を行う必要がある。

## 今後の取組

### (1) 三重県いじめ防止応援ソポーター

- ソポーターのいじめの防止に向けた主体的な活動の充実及びソポーター間の連携
- ・情報交換会やいじめ防止サミット等を開催することをで、各ソポーターの意識の高揚を図り、それぞれの主体的な取組につなげます。
- ・ソポーター間での連携や児童生徒とソポーターとの連携した取組を検討します。

### (2) いじめ防止強化月間（4月、11月）

4月と11月の強化月間では、以下の運動を進めるとともに、メディアの活用や会議、研修会など、様々な機会を利用して、いじめの防止等に関する県民の理解を深め、社会総がかりでいじめの問題を克服するため、広報啓発に努めます。

#### ○ピンクシャツ運動の推進

いじめ反対運動「ピンクシャツ運動」を以下のとおり推進します。

◇ 対象 個人、グループ、事業所、団体、学校 等

◇ 期間 4月と11月の各1か月間

◇ 内容 職場や学校等、普段、活動する場所で、『ピンクシャツデー』や『ピンクシャツウィーク』等を設定し、ピンク色のシャツを着たり、ピンク色の小物を身に着けたりすることで、「いじめ反対」の意志を目に見える形で示します。

## 2 いじめの防止のための児童生徒の主体的な取組

### (1) 中学生意見交流会（別紙2）

紀北町：8月27日（参加：35人） 桑名市：8月29日（参加：19人）

伊賀市：9月27日（参加：20人） 南伊勢町：12月6日（参加：50人）

（参加者）各地域内の学校の代表生徒等

（内容）高校生による演劇視聴後、グループ討議し、いじめの防止のための行動宣言等を作成

### (2) 高校生意見交流会（8月21日）（別紙3）

（参加者）県内の高等学校の代表生徒（36校73人）

（内容）各学校でいじめの問題についてテーマに基づき話し合い、弁護士が各グループに対して助言を行いながら、各グループで行動宣言等を作成

### (3) 11月いじめ防止強化月間の学校の主な取組（別紙4）

#### 《上野高校》

上野市駅前で「STOP! いじめ 上野高校」と書いたカードを掲げ、あいさつ運動を実施した。また、生徒会役員と学校がいじめ防止に向けての標語を募集し、優秀作品をポスターやピンクTシャツ作成時の広報用標語として利用した。

#### 《特別支援学校東紀州くろしお学園おわせ分校》

文化祭来場者に対して、児童生徒会長が作成した「ピンクシャツデー」の説明と「いじめを無くしたい」とする自分たちの願いを記したメッセージを、ピンクの紙にプリントして配布した。

### 《桑名市小学校》

児童集会で総務委員会が『○っ子 にこにこ5カ条』を発表し、いじめのない学校、一人ひとりが居心地のよい学校、クラスを目指していくことを呼びかけた。

### 《四日市市小学校》

名札にピンクのリボンをつけ、ピンクシャツ運動に参加した。

### 《松阪市中学校》

廃品収集で地域の方との関係を深め、地域で気になることがあれば連絡をいただくようにした。また、家庭・地域向け啓発資料を保護者には全員、地域には約700の自治会に回覧を依頼し、いじめ撲滅に向けた協力を依頼した。

### 《伊賀市中学校》

文化祭で、「いじめ防止にかかる中学生意見交流会」参加生徒がその内容について発表し、生徒、保護者、地域とともにいじめについて考える機会とした。

#### 成果と課題（□は成果、■は課題）

□条例で強化月間を規定したことで、各学校の実態に応じた児童生徒の主体的な取組が、これまで以上に目的意識をもって取り組まれるようになった。

(児童生徒の主体的な活動に取り組んだ県立学校数)

- ・高等学校（全日制54校、定時制11校）65校中42校
- ・特別支援学校18校中14校

□ピンクシャツ運動の推進により、ピンクシャツデーと児童生徒の主体的な取組をマッチングさせて取り組む学校が増えた。

(ピンクシャツ運動に取り組んだ県立学校数)

- ・高等学校（全日制54校、定時制11校）では65校中17校
- ・特別支援学校では18校中8校でした。

□中高生の意見交流会をとおして、生徒がいじめの防止に向けて当事者意識を持ち、自ら課題解決に取り組もうとする素地を養う機会となった。

■取組の好事例を県内に広げ、各学校の取組をさらに充実するとともに、持続的、発展的な取組につなげていくことが求められる。

#### 今後の取組

##### (1) 三重県いじめ防止サミット

###### 【趣旨】

いじめの防止等に関する県民の理解を深め、社会総がかりでいじめの問題を克服していくため、三重県いじめ防止条例に規定するいじめ防止強化月間（11月）に合わせて、「三重県いじめ防止サミット」を開催します。本サミットでは、参加者がいじめの問題について新しい気づきが持てる機会とともに、明日からのいじめの防止に向けて、各学校や各地域において具体的なアクションがとれるリーダーになることをめざします。

【日 時】 令和元年11月9日（土）

【場 所】 三重県人権センター

【参加者】 小中学生及び高校生、サポーター、保護者、教育関係者

【内 容】

- ・問題提起（有識者による講話）
- ・グループ討議と発表
- ・まとめ

(2) いじめ防止強化月間における学校の取組の推進

(取組例)

《4月》

- ・各学校の入学式や始業式、学級開き、PTA総会等の場を利用して児童生徒や保護者に対して、いじめの防止等の重要性に関する理解のための啓発を行う。
- ・いじめの防止に向けた学校・学級目標を設定するなどして、児童生徒一人ひとりが自らの行動を考える機会とする。

《11月》

- ・「三重県いじめ防止サミット」に参加し、いじめの防止について議論することを通して、学校の主体的な取組につなげる。
- ・必要に応じて家庭や地域（サポーター等も含む）と連携し、児童生徒の主体的な取組を進めるとともに、取組のPDCAサイクルを回す。

### 3 児童生徒がいじめの防止等の重要性の理解を深めるための教育

(1) スクールロイヤーを活用した調査研究事業

- ・弁護士を講師として、教職員を対象に「いじめ事例別ワークシート」(H30年4月配付済み)を活用した研修会を開催。(7/26、8/2、8/3、8/7、8/21、8/24)
- ・弁護士と教員が連携し「いじめ事例別ワークシート」を活用した授業(小中高含む18校)を実施するとともに、より効果的な授業とするため、「運営協議会」で授業を検証し、指導案を作成。
- ・弁護士を学校に派遣し、いじめの問題等の生徒指導上の課題解決や学校いじめ防止基本方針の見直し、いじめの防止の取組等の支援。

(2) 教職員の資質向上

- ・ライフステージ別研修、新任管理職研修等の開催
- ・生徒指導担当者会議や市町教育委員会担当者会議における研修の実施

**成果と課題 (□は成果、■は課題)**

□弁護士によるいじめ予防授業では、授業前と授業後では、「いじめは解決することができる」「いじめの防止のために、自分にできることがある」と答えた児童生徒の割合が高くなり、児童生徒の意識が肯定的に変容した。

(児童生徒の意識の変容)

ア いじめがどのようなものか、わかっている（わかった）

最も肯定的な回答が（事前）57.3%→（事後）84.3% (27.0ポイント増)  
(H29: 24.3ポイント増)

イ いじめは解決することができる

最も肯定的な回答が（事前）33.6%→（事後）52.1% (18.5ポイント増)

(H29 : 19.6 ポイント増)

ウ いじめの防止のために、自分にできことがある

最も肯定的な回答が（事前）39.0%→（事後）59.4%（20.4 ポイント増）

(H29 : 20.3 ポイント増)

□いじめ問題の解決のため、弁護士を学校に派遣することで、法的な根拠に基づき事案の対応ができ、解決に向けた対応時間の縮減や、教職員の心身の負担軽減にもつながった。

(弁護士派遣実績)

・小学校：3校のべ4回

・高等学校：5校のべ8回

■平成29年度作成の教材「いじめ事例別ワークシート」や、平成30年度作成のモデルプランを活用し、各学校において、弁護士の知見を活かしたいじめの防止のための取組を一層充実する必要がある。

■弁護士による法的相談について、支援要請があったのは重篤な事案に発展しているものが多く、学校が早い段階で弁護士に相談できるよう、相談の垣根を下げるための工夫が必要である。

■法や条例、方針等に沿って、学校におけるいじめ問題への的確な対応が求められるため、研修の機会の確保及び充実を図る必要がある。

### 今後の取組

#### (1) スクールロイヤーを活用した調査研究事業

○弁護士と連携して作成したいじめの防止のための教材及びそのモデルプランを活用し、弁護士によるいじめ防止のための出前授業を実施します。その中で、いじめ防止の研究授業を実施し、教員と弁護士が、より効果的な授業の進め方について意見交換を行います。

○県内を3ブロックに分割し、それぞれのブロック担当弁護士として、いじめの問題に詳しい弁護士や不当要求への対応に詳しい弁護士など、専門性の異なる弁護士を6～7人ずつ配置します。要請により弁護士が学校を支援する際には、学校が直面している課題に応じた専門性を有する弁護士が支援にあたることで、より効果的な支援を行います。

#### (2) 教職員の資質向上

これまでの研修の機会を確保するとともに、いじめ問題の最新の情報を提供するなど、研修内容の充実に努めます。

### 4 相談体制の充実

子どもたちが相談したい窓口を選んで相談できるよう、教育相談電話、いじめ電話相談（24時間子供SOSダイヤル）、体罰に関する電話相談を実施しています。

さらに、平成30年5月からは、無料通信アプリ「LINE」を活用した「子どもLINE相談みえ」を県内全ての中高生を対象に、学年を順次拡大しながら実施し、相談体制を整備してきました。

「子どもLINE相談みえ」(SNS相談窓口)  
 <平成30年度の相談件数及び主な相談内容>

種別	件数	
相談件数	1,005	
相談内容 内訳	友人関係・学校生活	587
	学業進路	35
	家庭	110
	その他	273
うち「いじめ」	251	
混雑時自動返信数	163	
相談に至ったケース	56	
相談に至らなかったケース	107	
時間外アクセス件数	1,059	
登録数	760	

成果と課題 (□は成果、■は課題)

- 教育相談電話、いじめ電話相談（24時間子供SOSダイヤル）、体罰に関する電話相談には3,355件の相談が寄せられ、前年度比265件の増加となりました。
- SNS相談（平成30年度1,005件）には、中高生からの電話相談（平成30年度365件）の約3倍の相談が寄せられたことから、子どもたちにとってアクセスしやすく、「相談したい気持ち」を掘り起こす効果があったと考えられます。
- SNS相談には、友人関係・学校生活に関する相談が多く寄せられましたが、これまで電話相談にはなかった、思春期特有の悩みや家庭に関する悩み、LGBTに関する相談も寄せられました。
- 早期に対応が必要な相談は、相談者の了解を得たうえで、学校や児童相談所等の関係機関につなぐことができました（9件）。
- 委託業者と相談にかける時間や相談を終えるタイミングについての協議や県内の関係機関の情報共有を行うことで、個々の相談内容に応じた対応がとれるようになりました。今後も、1人でも多くの相談を受けることができるよう、相談員の相談対応スキルを向上する必要があります。
- 電話相談、SNS相談窓口について、チラシやカード、相談紹介リーフレット、メール通信を用いて周知を行いました。周知直後は相談件数が増加したことから、さらに機会をとらえて子どもたちに周知していく必要があります。

■寄せられた相談のうち、早期に対応が必要な場合には、臨床心理士等の専門家と関係機関が連携して継続した支援を行うことができるよう体制を整備する必要があります。

### 今後の取組

子どもたちが相談したい窓口を選んで相談することができるよう、引き続き、電話相談、SNS相談窓口について、市町教育委員会、学校、研修機会を通じて周知を行います。また、スクールカウンセラーや養護教諭を通じ、子どもの状況に応じて別途配付していきます。

#### 子どもLINE相談みえ（SNS相談窓口）

- 実施方法 委託（ダイヤル・サービス株式会社）
- 開設期間 平成31年4月1日～令和2年3月31日
- 受付時間 平日の午後5時から午後9時まで
- 対象者 県内全ての中学生、高校生
- 使用アプリ 無料通信アプリ「LINE」
- 相談対応 臨床心理士等
- 相談内容 いじめをはじめとする様々な悩みの相談・通報

寄せられた相談のうち、早期に対応が必要な場合には、臨床心理士等が関係機関と連携して継続した支援を行うことができるよう、速やかに関係課と情報を共有します。